第2次藤井寺市教育振興基本計画概要版



計画の策定及びその位置づけ

平成 18 年(2006 年) 12 月に改正教育基本法が施行され、地方公共団体においても、 国の計画を参酌し、地域の実情に応じた当該地方公共団体における教育の振興のための施策 に関する基本的な計画を定めることが努力義務として規定されています。

本市においては、これまで市の施策の基盤となる第五次総合計画との整合を図りつつ、教育委員会として、教育振興に関する総合的、基本的な方針を明確にする必要があるものと考え、平成28年度より教育振興基本計画を策定し事業を進めてきました。そして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施してきました。

しかし、計画策定以降も、先進技術による社会の変革、長期化するコロナ禍等、教育を取り巻く状況は大きく変化しました。

このような社会情勢の変化やこれまでの本市教育の取組の成果と課題、市の最上位計画である第六次総合計画をはじめとした市の関連計画との整合を図りながら、藤井寺市の教育振興に関する総合的な施策をまとめたものが、この第2次教育振興基本計画です。

この実施に当たっては、第六次総合計画後期基本計画でうたわれているSDGs17のゴールのうち特に以下の3つのゴールへの取組も進めていきます。







- 「3. すべての人に健康と福祉を」
- 「4、質の高い教育をみんなに」
- 「11. 住み続けられるまちづくりを」

に取り組みます。

NO	アイコン	目標	原文訳	自治体行政の果たしうる役割	
3	3 まべての人に すべて		あらゆる年齢の全	住民の健康維持は自治体の保健福祉行	
		の人に	ての人々の健康的	政の根幹です。	
	_γγ•	健康と	な生活を確保し、福	国民皆保険制度の運営も住民の健康維	
		福祉を	祉を促進する	持に貢献しています。	
				都市環境を良好に保つことによって住	
				民の健康状態を維持・改善に必要であ	
				るという研究も報告されています。	
4	4 質の高い教育を	質の高	全ての人に包摂的	教育の中でも特に義務教育等の初等教	
		い教育	かつ公正な質の高	育においては自治体が果たすべき役割	
		をみん	い教育を確保し、生	は非常に大きいといえます。	
		なに	涯学習の機会を促	地域住民の知的レベルを引き上げるた	
			進する	めにも、学校教育と社会教育の両面に	
				おける自治体行政の取組は重要です。	

11	11 CARDONS	住み続	包摂的で安全かつ	包括的で、安全、レジリエント(強靭)
	H ⊿	けられ	強靱(レジリエン	で持続可能なまちづくりを進めること
	A田田田	るまち	ト)で持続可能な都	は首長や自治体行政職員にとって究極
		づくり	市及び人間居住を	的な目標であり、存在理由そのもので
		を	実現する	ਰ _。
				都市化が進む世界の中で自治体行政の
				果たし得る役割は益々大きくなってい
				ます。

計画の期間

この計画の期間は、市の第六次総合計画と合わせることとし、令和6年度(2024年度)から令和13年度(2031年度)までの8年間とします。その間、総合計画の見直し等、教育関連法令の改正や学習指導要領の改訂、社会情勢の変化などを考慮し必要に応じて見直しを行います。



本市の教育がめざすもの

(1)学び続け、自己を高める。幸福のために

人口減少・少子化・高齢化の進行、社会や地域における人間関係の希薄化、格差の拡大、 国際化、情報化の更なる進展による光と影、大規模な自然災害への備えなど多くの課題がある今の社会において、自ら人生を切り拓くとともに互いを認め、尊重し、協働し、社会に貢献していく「人」を育むためには、教育の果たす役割は重要です。幅広い教養や課題に対応する専門性、コミュニケーション能力、異文化理解、人権感覚とモラル、判断力や行動力、チャレンジ精神などを様々な機会を通じて育む必要があります。

それぞれのライフステージにおいて常に、人と関わり合いながら、生涯にわたって主体的に学び続ける中で喜びを感じ、生きて働く知識や技能を身につけていくことが大切です。学校園教育、社会教育において、子どもや市民の一人ひとりが様々な形で学ぶ喜びや自らを高める充足感を感じ、生涯にわたって心身ともに健やかにたくましく生きる「人」の育成に努めることが大切です。そして、育まれた資質・能力は自分の幸福とともに、他の人や社会の幸福のために発揮されるものでなければなりません。

(2)教育は子どもの幸福のために

子どもは適切な環境を与えれば、自ら学ぶ力を持っています。

複雑で予測困難な社会の中、様々な変化に積極的に向き合い、人生を自ら切り拓く力を子どもたちに育むことが求められており、答えがすでにわかっているものをいかに早く正確に解答することができることにのみ価値を置くのではなく、学習の基盤となる文章を正確に理解する読解力、各教科等の見方・考え方を働かせて自分で考えて表現する力、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などを育むことが必要です。

そのような子どもを育むためには、数値で表わされる力だけではなく、気づく力、やり抜く力、他者とうまく接する力など人生を力強く生き抜く基盤となる非認知能力の育成が重要です。そのような力を子どもに育むためには幼児教育の果たす役割はとても大きいものがあります。「遊び」や「体験」を通した失敗経験も含めた学びが必要です。大人が、子どもを信じて待ち、優しく見守る目が必要です。

基本理念

歴史や文化、違いを尊重し、生涯にわたって学び続け、活躍できる「人」 の育成

基本目標

- ☆ 将来の予測が困難な時代において、答えのない問いに立ち向かうために、自ら課題を見つけ、考え、判断し、粘り強く行動することができる人づくり
- ☆ 違いを理解し、自他の生命、人権を尊重しながら、社会の形成者として積極的に社会を支えようとする人づくり
- ☆ 生涯学習を通した自己実現・地域や社会に貢献する等により、地域社会の担い手となる人づくり







基本方針

1. 確かな学力の定着と学びの深化

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの推進
 - ○学力向上推進支援事業
 - 〇小学校専科指導
- (2) 社会や地域とつながる探究的な学習の推進
 - ○学校図書館利活用
 - ○世界遺産学習
- (3) グローバル社会を見据えた英語・ICT 教育の推進
 - ○小中学校英語「聞く」「読む」「話す」「書く」力の育成
 - ○1人1台タブレット端末を効果的に活用した授業



- (1) 障がいのある子どもたちの教育の推進
 - 〇支援教育
 - ○適正就学に向けた相談体制の確立
- (2) 配慮や支援が必要な子どもたちの教育の推進
 - ○不登校児童生徒の支援
 - 〇帰国・渡日児童生徒の支援





3. 豊かな心と健やかな体の育成

- (1) 人権教育の充実
- (2) 道徳教育の推進
- (3) いじめ防止・早期発見に向けた対策
- (4) セーフティネットとなる相談体制づくりの推進
 - 〇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携
 - ○関係機関との迅速な連携
- (5) 心身の健やかな成長
 - 〇体力向上支援
 - ○学校給食・食に関する指導



地域・大学・企業等、多様な人材との連携の推進

- ○コミュニティ・スクール
- ○部活動



5. 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

- (1) 資質・能力を備えた教員育成の推進
 - ○夏季教職員研修
 - ○学力向上推進支援事業
- (2) 学校組織マネジメントの推進
 - ○管理職・ミドルリーダー研修
- (3) 教員の働き方改革の推進
 - ○改革のための業務改善及び人的・物的支援



6. 幼児教育の充実

- ○質の高い幼児教育・保育の推進
- ○個別の配慮を必要とする子どもに対するきめ細やかな対応の推進
- ○幼児教育アドバイザーの活用推進
- ○幼小連携の推進
- ○保育者の働き方の整備



7. 安心・安全な学校づくり

身の回りの安心・安全の確保の推進

- 〇安全教育 防災教育
- ○安全な学校環境づくり



8. 教育環境の整備

- ○教育環境の整備
- ○小中学校の適正な施設数の見直し



9. 教育機会均等の確保

○就学援助制度等の実施

10. 地域との協働による青少年健全育成と 放課後児童対策の充実

- ○地域ぐるみの青少年健全育成
- ○放課後等の子どもたちの活動支援
- ○子どもたちと地域の人が触れ合う機会の拡充



11. 市民の生涯にわたる学習の支援

○生涯学習機会の充実

12. 生涯を通じて読書に親しめる市立図書館づくり

- ○資料の充実
- ○地域の課題解決のための支援
- ○レファレンスサービスの一層の充実
- 〇市民に親しまれる図書館
- ○快適な読書環境の整備
- ○学校図書館との連携の推進
- ○地域ボランティアとの協働
- OICT を活用したサービスの向上
- ○第三次藤井寺市子ども読書活動推進計画の策定
- ○公有財産の適正管理に向けての検討





13. スポーツの振興とスポーツを通じた コミュニティの活性化

- I. スポーツ振興事業の充実
 - ○スポーツ振興事業の充実
 - ○スポーツを通じた青少年の健全育成の推進
 - ○学校法人日本体育大学との体育・スポーツ振興に関する 基本協定に基づく連携事業の推進
- Ⅱ. スポーツ施設の整備及び改善
 - ○市民の多様なニーズに対応した施設の整備
 - ○公有財産の適正管理及び有効活用の検討



14. 歴史文化の薫るまちづくりの推進

- Ⅰ. 歴史資産の保全と未来への継承
 - ○国史跡の保全・整備
 - ○歴史資産の保全
- Ⅱ、埋蔵文化財の発掘調査の実施と適切な保存
 - ○埋蔵文化財の保存と調査体制の充実
- Ⅲ. 藤井寺市の歴史の情報発信
 - ○歴史資産の公開・活用・情報発信
 - 〇行事等の充実
- Ⅳ. 世界遺産の保存と活用
 - ○世界遺産の保存・活用
 - ○世界遺産としての古市古墳群の価値の伝達







*

和

第2次 藤井寺市教育振興基本計画 概要版 令和6年3月発行

発行者 藤井寺市教育委員会事務局

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

TEL: 072-939-1111 (代表)

FAX: 072-938-6881

https://www.city.fujiidera.lg.jp